

2015
年度

決算等のお知らせ

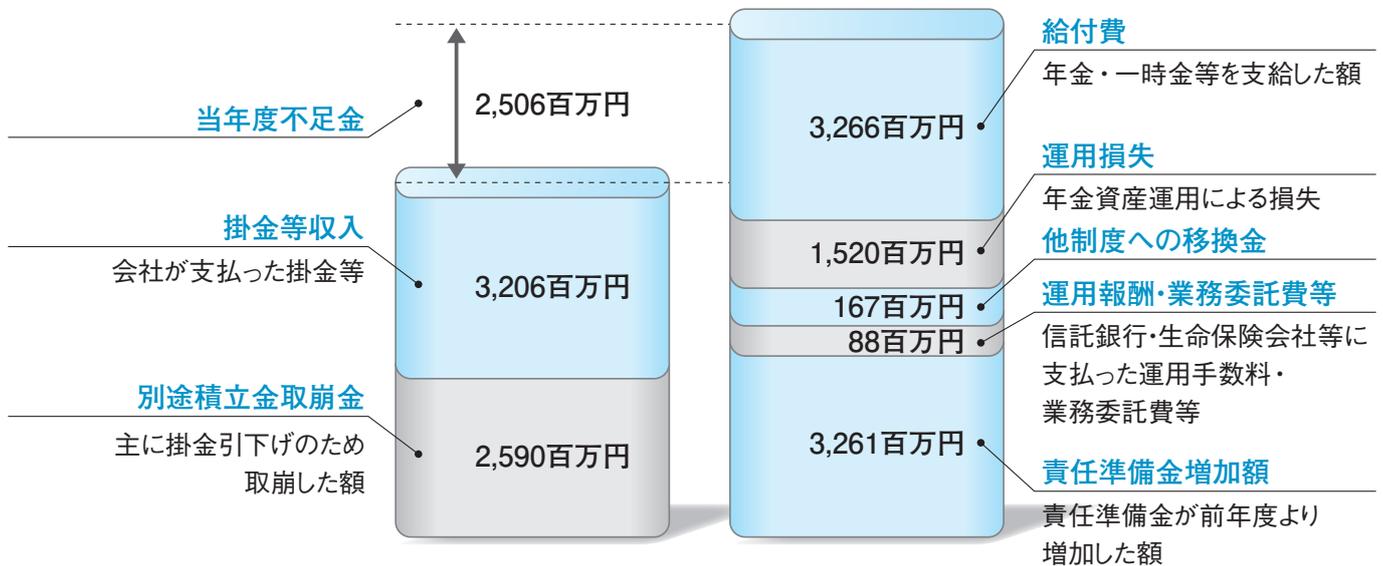
当基金の2015年度決算は、去る7月26日に開催した第25回代議員会において審議いただき、可決・承認されましたのでお知らせします。

1 収支状況

(2015年4月1日～2016年3月31日)

収入 57億96百万円

支出 83億2百万円

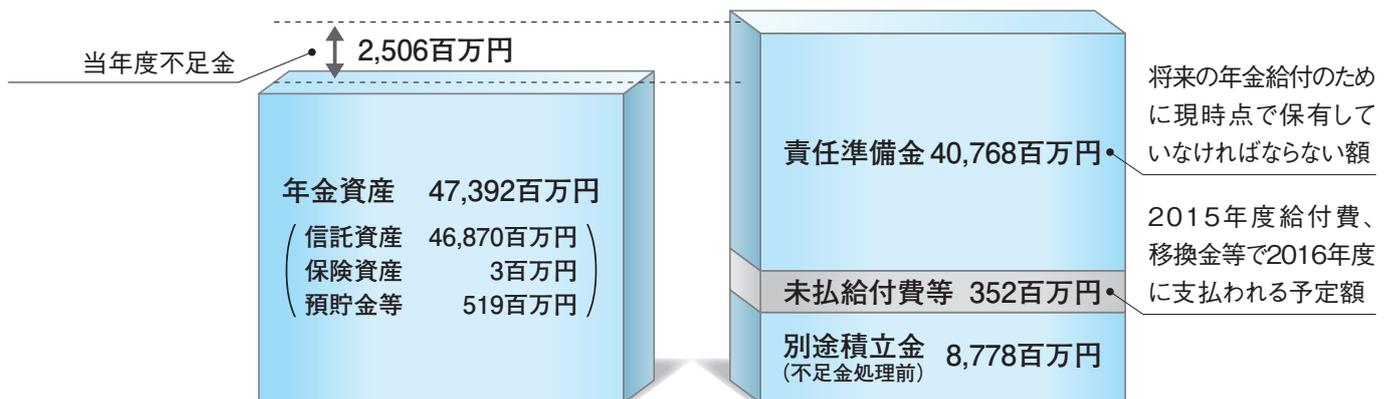


2 年金資産積立状況

(2016年3月31日現在)

資産 473億92百万円

負債 498億98百万円



● 次年度へ繰越の別途積立金は、当年度不足金25億6百万円を引き、62億72百万円となります。

2つの検証で **積立状況** をチェック

皆様の将来の年金給付を確かなものとするために、基金では毎年度、保有する資産について「継続基準」と「非継続基準」という2つの基準で積立状況のチェックを行っています。「継続基準」による検証では、基金が今後も継続していくことを前提として年金給付に必要な積立金（責任準備金）が確保されているかどうかを検証し、「非継続基準」による検証では、基金が当年度末時点で解散した場合の年金給付に見合う積立金（最低積立基準額）があるかどうかを検証します。

区分	当基金の積立水準		基準値	
継続基準	純資産額	47,040百万円	= 1.15	1.00以上
	責任準備金	40,768百万円		
非継続基準	純資産額	47,040百万円	= 1.22	0.98以上
	最低積立基準額	38,535百万円		

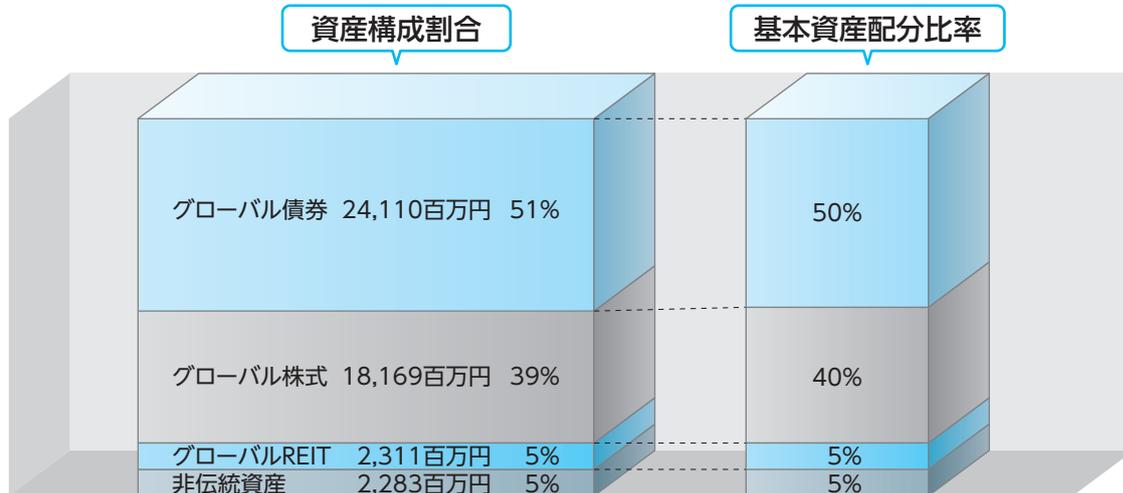
・純資産額47,040百万円＝資産47,392百万円－未払給付費等352百万円

◎検証の結果、「継続基準」「非継続基準」いずれも、基準値を上回っているため、掛金の額を再計算する必要はありません。

3 資産運用結果及び資産構成割合

(2016年3月31日現在)

2015年度の資産運用は、株式市場の下落の影響を受けマイナス収益となりました。株式市場は、中国の景気減速懸念による中国株式市場の下落や人民元安、原油をはじめとする資源価格の下落、対ドルで円高が進展したことなどの影響を受け、下落しました。その結果、2015年度は約15億円の運用損失となりました。



資産合計 468億73百万円
(預貯金等を除く)

当基金は、年金資産の目標運用利回りを3%と定め、これを達成するために基本資産配分比率を決めて資産運用をしています。

用語解説

グローバル債券

償還時の利回りが確定しているため、株式に比べると時価評価額の変動リスクが小さい。

グローバル株式

景気と連動性が高く、短期的には株価の変動が大きいが、長期的には高いリターンが期待できる。

グローバルREIT

不動産賃料収入を収益源とした運用商品。不動産価格がリターンに与える影響に留意する必要がある。

非伝統資産

ヘッジファンド等の運用。即座に売れないなど資産の換金性に留意する必要がある。

4 業務概況

(2016年3月31日現在)

適用状況

事業所数	77事業所
加入者数	22,439人
受給者数	2,109人
受給待期者数	1,039人

給付状況

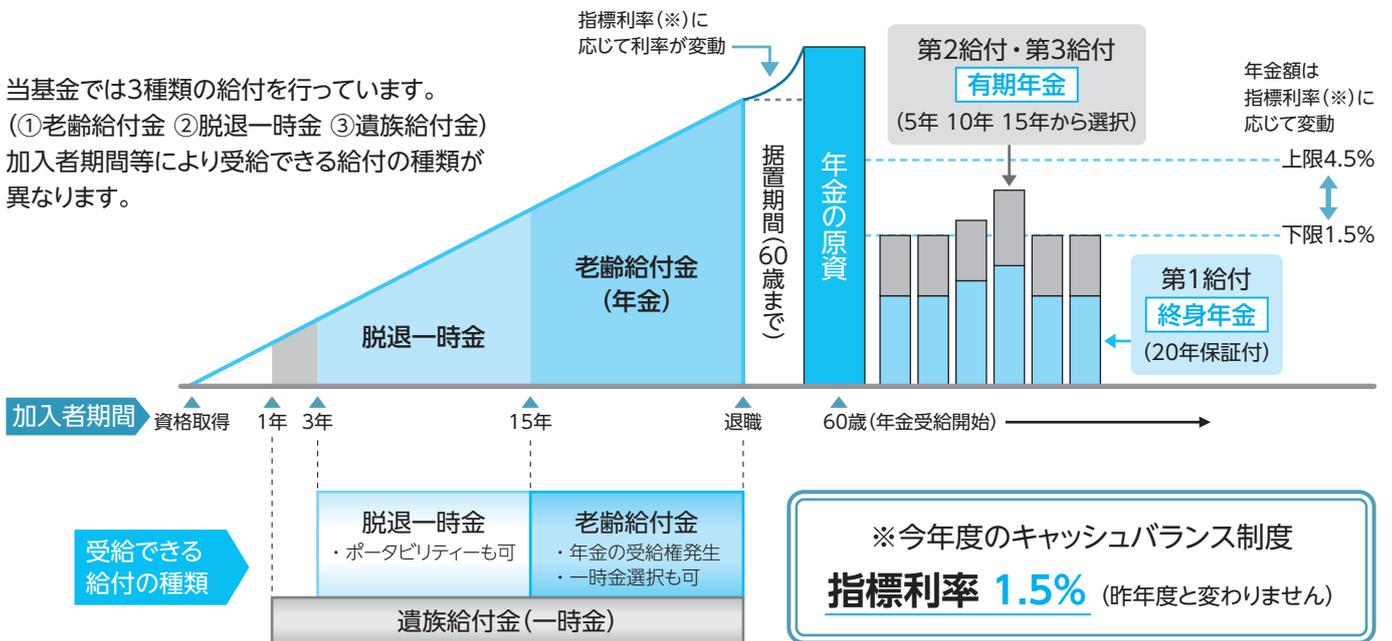
■老齢給付金		平均額
年金	2,109件 479,287,255円 (227,258円)	
一時金	462件 2,025,897,000円 (4,385,058円)	
■脱退一時金		平均額
	626件 680,983,900円 (1,087,834円)	
■遺族一時金		
	29件 80,376,300円	
合計		3,266,544,455円

掛金収納状況

納付額	3,139,949,996円
納付率	100%

※掛金は全額事業主(会社)が負担しています。

給付設計(イメージ図)



当基金からお支払する給付例

(千円/年額)

年金給付額	基礎賃金平均モデル	A	B	C
加入者期間	15年	81	108	135
	25年	152	202	253
	35年	237	316	394

前提条件

- ・加入者期間15年以上の方は、当基金から年金での受取が可能
- ・年金額は第1給付と第2給付の合計値(第3給付がある事業所は、別途給付有り)
- ・指標利率1.5%、受取期間は第1給付は20年、第2給付は15年
- ・加入期間中の基礎賃金平均額は、A30万円、B40万円、C50万円として計算

計算式

第1給付＝基礎賃金累計×0.018×加入期間別給付乗率÷確定年金現価率
 第2給付＝基礎賃金累計×0.012×加入期間別給付乗率÷確定年金現価率
 年金給付額＝第1給付＋第2給付

※年金給付額は前提条件に基づいて計算しています。

具体的な年金額をお知りになりたい場合は「ライフプランシート作成サービス」をご案内しますので、基金事務局までお問い合わせください。



年金受給者の皆さまへ

マイナンバー(個人番号)ご提出に関する重要なお知らせ

当基金では皆さまのマイナンバー(個人番号)を『企業年金連合会を通じて、地方公共団体情報システム機構から一括して受領すること』といたしましたので、皆さまからご提出いただく必要はございません。

昨年10月以降、住民票を有する全ての方に1人1つのマイナンバーが各市町村等から通知され、本年1月より社会保障・税・災害対策の分野で利用が開始されました。これに伴い企業年金においては、2016年1月以降の支払に係る源泉徴収票等へマイナンバーを記載することが義務づけられております。

つきましては、本来であれば年金を受給されている皆さまにマイナンバーを提出していただく必要がございますが、当基金においては上記の通り、企業年金連合会を通じて受領いたしますので皆さまからマイナンバーをご提出いただく必要はございません。

なお、企業年金連合会を通じてマイナンバーが確認できなかった場合には、当基金から直接、皆さまへご確認させていただきますので、あらかじめご了解ください。

企業年金連合会を通じて取得したマイナンバーは、源泉徴収票作成事務にのみ利用いたします。

ご注意

- ・企業年金連合会とは企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の通算事業を行っている公的機関です。(ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>)
- ・「企業年金連合会を通じて国からマイナンバーを受領すること」は、法令によって認められた取得方法となっております。
- ・マイナンバーの取得にあたり、当基金は「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」および「特定個人情報取扱規程」を策定し、厳正な管理の下、安全かつ適切に取扱いいたします。

受給者・待期者の皆さまへ

こんな時は必ず基金へご連絡をください

- 住所が変わった
- 氏名が変わった
- 振込先口座を変更したい(年金受給中の方)
- お亡くなりになった(ご遺族の方にお手続き頂きます)
- 一時金清算をしたい(受給開始後5年経過した年金受給者、60歳未満の退職者(受給待期者))



各種お手続きのご案内他 当基金の情報が満載!

お問い合わせ先

日産連合企業年金基金 <http://www.nrkikin.jp/>

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島2-6-32 横浜東口 ウィスポートビル
TEL 045-444-2381 FAX 045-444-2382

